

## 県の耐震改修促進計画の目標耐震化率は平成32年度までに95%

奈良県は、「奈良県耐震改修促進計画」（平成28年3月改定）において、平成32年度までの目標耐震化率を、住宅、多数の者が利用する民間建築物は95%、県有建築物は95%以上としています。

### 1. 基本方針

国は、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成32年で耐震化率を95%にすることを目標に掲げています。また、耐震化に関する基本的な考え方として、所有者等が自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが必要であり、国及び地方公共団体は、これができる限り支援する観点から環境整備を中心に施策を強力に推進すべきとしています。

奈良県は、国の目標や奈良県国土強靭化地域計画、奈良県住生活基本計画を踏まえ、「奈良県耐震改修促進計画」を平成28年3月に改定し、住宅（戸建て住宅、共同住宅等）、多数の者が利用する民間建築物、県有建築物のそれぞれについて耐震化の現状を踏まえて目標を設定し、目標達成のための施策を展開しています。

この計画では、地震時における住宅や建築物の被害の軽減を図り、県民の生命と財産の保護を図るため、県・市町村及び建築関係団体等が連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定め、計画期間は平成28年度から平成32年度としています。

### 2. 耐震化の現状と目標

平成32年度までの目標耐震化率を、住宅や多数の者が利用する民間建築物は95%、県有建築物は95%以上としています。

#### （1）住宅

県内の住宅533,800戸のうち平成27年の耐震化率は約79%で、耐震性が不十分と考えられるのは113,200戸と推計されており、目標達成のた

めには、今後5年間で約67,300戸の耐震改修や建替え等の耐震化を行う必要があります。

#### （2）多数の者が利用する民間建築物

多数の者が利用する建築物は約3,201棟（平成27年）あり耐震化率は約87%。そのうち約420棟で耐震性が不十分と考えられています。

#### （3）県有建築物

平成28年4月1日現在の県有建築物の耐震化状況は、耐震対象建築物1,892棟に対して、耐震対策済み1,646棟、耐震未対策246棟で、耐震化率は87%となっています。

#### 県有建築物の耐震化状況 (H28.4.1現在)

##### 県有建築物 798 施設 3,368 棟<sup>\*1</sup> (約187万m<sup>2</sup>)

\*1 耐震改修プログラム策定時点(平成20年3月)

##### 耐震対策の対象建築物 1,892 棟<sup>\*2</sup> (約162万m<sup>2</sup>)

\*2 地方独立行政法人（県立2病院、総合リハビリテーションセンター及び県立大学、一部事務組合（県立五條病院）を含む

##### 耐震対策の必要な建築物 246 棟 (約29万m<sup>2</sup>)

(昭和56年以前建築)

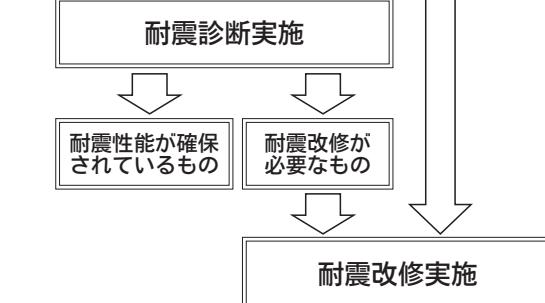
耐震診断未実施のもの  
(建替える方針としている施設  
98棟 約24万m<sup>2</sup>を含む)

121棟  
(約7万m<sup>2</sup>)

耐震改修が  
必要なもの  
125棟  
(約22万m<sup>2</sup>)

121棟  
(約7万m<sup>2</sup>)

125棟  
(約22万m<sup>2</sup>)



\*耐震診断未実施の121棟は、建替える方針としている病院施設、警察施設及び住宅施設98棟と、施設の今後の活用方針が未確定である施設23棟である。

### 3. 耐震化促進の施策

#### (1) 住宅及び民間建築物

県は、地震時における建物被害及び人的被害を減少させるため、耐震改修促進法の規定に基づき、県内市町村及び建築関係団体等と連携を図りながら、耐震化知識の普及・啓発や補助事業等を実施し、県全域における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策として次の項目を掲げています。

##### ◆基本的な取組方針

- 住宅・建築物の所有者等や県、市町村の役割に応じた耐震化への努力

- 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用

##### ◆耐震診断・改修を行うことができる環境整備

- 相談体制の整備

- 耐震診断技術者の育成・登録

- 耐震セミナー、県政出前トークの開催

##### ◆耐震診断・改修等促進を図るための補助制度などの支援策

##### ◆住宅の耐震化施策の強化

- 旧耐震基準以前に開発された住宅団地への集中的な啓発

- 伝統的木造住宅に適した耐震改修等の普及・啓発

- 建築関係団体等との連携によるワンストップサービスの検討

- 高齢者世帯への啓発及び知識の普及

##### ◆耐震診断が義務化された「不特定多数の者が利用する大規模建築物等」の耐震化促進

##### ◆防災拠点建築物の耐震診断義務化建築物指定に向けた取り組み

##### ◆「地震発生時に通行を確保すべき道路」について耐震診断義務化建築物を指定する道路についての検討

また、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に対する施策として次の項目を挙げています。

##### ◆パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

##### ◆耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実

##### ◆リフォームにあわせた耐震改修の誘導

##### ◆建築物の建替えの促進

##### ◆地震保険加入によるメリットの普及・啓発

##### ◆地震防災マップの活用

##### ◆自主防災組織・町内会等との連携

##### ◆学校（園）における地震防災教育の推進

さらにその他の取り組みとして次の項目を挙げています。

##### ◆地震時の建築物の総合的な安全対策

- 居住空間内の安全対策

- エレベーター等の耐震対策

- 大規模空間の天井崩落対策 等

#### (2) 県有建築物

県有建築物のうち次の用途の施設については、その重要性から優先的に改修を進める計画としています。

- 災害応急対策活動に必要な施設…庁舎、警察署、病院等

- 避難施設として位置付けられている施設…学校、体育館等

- 人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設…文化会館、美術館、社会福祉施設等

- その他一般施設…事務庁舎、県営住宅等

ひとたび大きな地震にみまわれると、大災害となるのは周知のとおりです。減災には建造物だけではなく道路・鉄道等の交通機関、上下水道等のインフラ基盤の耐震強化も必要です。

また、官民一体となった取り組みや、住民意識の向上も必要でしょう。

（高橋 香）